

1 1 . 自主防災組織關係

自主防災組織集合場所及び主要防災資機材整備状況

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災 倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
吉原	東本通 1	岳南鉄道吉原本町駅	2	1	6	7			
吉原	東本通 2	岳南鉄道吉原本町駅		1	5	4	1	1	
吉原	東本通 3	東京電力駐車場	1	1	3	15	1	2	
吉原	宮町	魚民駐車場	1	1	4	5	1	1	1
吉原	吉原本町 1	東側空地防災倉庫前	1		4			1	
吉原	吉原本町 2	唯称寺境内	1		8	5	1	1	
吉原	吉原本町 3	市営本町駐車場	2	1	5	6	8	4	
吉原	吉原本町 4	住吉公園	2		1	3	1	1	
吉原	西本通り	西本通り公会堂	1			8	2	3	
吉原	伝馬町	中央町公園	2	1	4	4	1		
吉原	西仲町	新通り公園	1			12	2	3	
吉原	新迫町	新通り公園	2	1	5	12	3		
吉原	青島	青島町第二公園	3	1		16	1	2	1
吉原	津田	津田第 1 公園	2	1	29	16	1	4	
吉原	荒田島 1	津田第 2 公園	2	1		25			1
吉原	荒田島 2	荒田島山神社	1	1	16	17	2	4	
吉原	八代町	八代町公園	3			22	4	2	
吉原	新通り	緑町公園	1			14	2	2	
吉原	緑町	緑町公園	3			12	2	2	
吉原	南町	南町公園	3	1	1	34			
吉原	依田原 1	依田原 1 防災倉庫前	1	1	13	11	2	1	1
吉原	依田原 2	依田原山神社	1	1	2	12	2	1	
吉原	依田原 3	松本工業駐車場	1			18	1	2	
吉原	依田原 4	依田原 4 丁目公民館	2	1	9	10	2		
吉原	大和町	マツタメ駐車場		1	6	8	1		
吉原	幸町	住吉公園	2		2	12	1		
吉原	昭和通り	吉原公園	3			2		2	
吉原	住吉町	住吉公園	1		1	1		1	
吉原	日吉町 1	防災倉庫前	1		6			1	
吉原	日吉町 2	日吉町 2 丁目防災倉庫前	1		6	10	1	2	
吉原	日吉町 3	野口酸素跡地	1		4	11	2	2	
吉原	東国久保	国久保公会堂	5	1	14		2	1	1
吉原	西国久保	国久保熊野神社（国久保公会堂）	24	1	44	94	4	2	
吉原	錦町 1	錦町公園	4	2	14	21	2	1	1
吉原	永田町	永田町公民館（厳島神社境内）	1			13	1	2	
吉原	弥生町	弥生町公園	2	1		16	1	2	
吉原	新青島町	各階			10	10			
吉原	高島町	依田原新田第 4 公園	1	1	32	18	2	3	
吉原	エンゼル町	エンゼルハイム集会所	1			42	1	2	
吉原	中央町壺番館	マンション内多目的室							
伝法	宮川町	宮川町公会堂	1		18	28	2		
伝法	宮の上	宮の上公会堂・宮の上公園	1	1	13	40	1	2	
伝法	三日市	三日市公会堂	2		12	24	1	3	
伝法	長者町	長者町公会堂	1	1	3	64	1	4	
伝法	伝法町 1	伝法 1 丁目公会堂	3	3	30	2	1		
伝法	伝法町 2	伝法町 2 丁目公会堂	3		62	36	4	3	
伝法	伝法町 3	伝法 3 丁目公会堂	1		12	15	1		
伝法	中桁	中桁公会堂	2	1	4	33	2	2	
伝法	上田端	上田端公会堂	2	2	20	25	3	4	

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災 倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
伝法	田端町	田端町旧公会堂跡地	1	1	4	34	2	2	
伝法	吉原上中町	吉原上中町公会堂	4	1	41	46	2		
伝法	中村町	中村町公会堂	2	1	3	20	1	2	
伝法	千代田町	千代田町公会堂	2	1	30	29	1	2	1
伝法	瓜島	依田原新田第一公園	4	1	24	36	1	2	
伝法	日乃出町	日乃出町公園	2	1	5	7	1	3	1
伝法	永田町壺番館	マンション東側駐車場	2		2	22	1		
伝法	サーパス永田町	サーパス永田町駐車場、1階エントランス			8	30			
伝法	富士日乃出町	ファインスクエア富士日の出町駐車場							
今泉	田宿	田宿川緑地公園	1	1	19	20		4	
今泉	御殿	御殿町公会堂	1	1	25	8	1	2	
今泉	吹上	吹上公会堂	2		23	44	2	3	
今泉	寺市場	寺市場公民館、市立第二保育園	1		5		1	2	
今泉	市場	市場町公会堂	2	1			1		
今泉	一の宮町1	十王子神社境内	1	1	7	2	1	1	
今泉	一の宮町2	一の宮二丁目公会堂	2		34	78	2		
今泉	一の宮町3	一の宮三丁目公会堂	1	1	21	56	1		
今泉	立小路	立小路神明宮前広場	2	1	10	13	1		
今泉	栄町	栄町児童公園			3	2	1		
今泉	富士見町	富士見町公会堂	2	1	6	10			
今泉	水の上	町内指定場所16カ所	1	1	27	16	1		
今泉	仲町	仲町防災倉庫前	1		10	10			
今泉	北仲町	マンション1階エントランス	1				1		
今泉	泉町	吉原電設南側駐車場	1		6	18		1	
今泉	鍛冶町1	愛鷹神社	1	1	3				
今泉	鍛冶町2	鍛冶町忠霊塔	1	1	9	28			
今泉	鍛冶町3	愛鷹神社	1	1		6		1	
今泉	上和田町	日吉浅間神社境内広場	1	1	2	60	1	5	
今泉	吉原緑ヶ丘	緑ヶ丘公会堂	4	2	35	65	2	2	30
今泉	和田町1	和田川公園	2	1	17	10	1		
今泉	和田町2	和田川公園	2	1	14	15	1	3	
今泉	新橋	新橋町公会堂	1	1	1	3	1		
今泉	依田橋	左富士神社	2	1		19	3	2	
今泉	駿河台1	駿河台一丁目公会堂	1	1	16	32	1	1	
今泉	駿河台2	駿河台市営住宅緑地	1		1	10	1	1	
今泉	駿河台3	駿河台3丁目こども広場	4	1	41	123	2	7	
今泉	駿河台4	各組で集まり防災倉庫付近に集合	2		31	17			
今泉	南仲町	マンション駐車場 防災倉庫北側	1						
今泉	新富士見町	マンション内コミュニティールーム・エントランス	1				1		
青葉台	木の宮町	木の宮町内会防災倉庫前	2						
青葉台	西木の宮町	木の宮公園	3	1	22	39	1		1
青葉台	東木の宮	東木の宮町集会場			2	12		2	
青葉台	一色	一色公会堂	3	1	5	55	2	3	
青葉台	荻の原	荻の原町公会堂	2	1	30	31	2	2	
青葉台	茶の木平	荻の原広場	4	1	54	23	3	2	
青葉台	青葉台南	青葉台南公会堂前	4		10	55	2		3
青葉台	高山	高山町第1公園	1			11		2	
青葉台	若松町1	若松1丁目公会堂・3組公会堂・4組防災倉庫前	6		21	64	5		
青葉台	若松町3	若松町3丁目公園	6	1	52	86	1	3	

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災 倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
吉永	富士岡入町	吉永緑地公園	1	2	43				
吉永	富士岡町1	富士岡銀杏地蔵尊	1	1	11	12			
吉永	富士岡町2	富士岡1支部公会堂	1	1	23	8	1	1	
吉永	富士岡町3	根方街道富士岡交差点県所有地北西角	1		22	10		1	
吉永	富士岡本花守町	本花守町公会堂（本花守山神社）	1	1	5	14	1	3	
吉永	富士岡渋脇町	渋脇山神社	1	1	33	31	1	1	
吉永	富士岡花守町	花守町公会堂前（愛鷹神社境内）	1	1	8	12	1	1	
吉永	東比奈町1	東比奈公会堂	1	0	30	25	3	4	
吉永	東比奈町2	東比奈公会堂	2		52	47	1	1	
吉永	東比奈町3	吉永第一小学校	1		41	23	1	11	
吉永	中比奈町1	御崎神社境内	1		6	13			
吉永	中比奈町2	題唱寺境内	1		34	15	1		
吉永	中比奈町3	比奈公園	2		32	20	1		1
吉永	西比奈町1	西比奈公会堂（津波警報発令時は吉原第3中学校）	2		10	10	1	1	
吉永	西比奈町2	西比奈公会堂	2		10	9	1	1	
吉永	西比奈町3	西比奈公会堂	2		10	10	1	1	
元吉原	鈴川本町	吉原駅北口避難タワー	2	1	16	34	2		1
元吉原	鈴川町3	鈴川3丁目公会堂	1			28	3	3	1
元吉原	鈴川町4	鈴川4丁目公会堂	1	1	3	15	2	2	1
元吉原	鈴川町5	鈴川5丁目集会所	1	1	3	32	1	3	
元吉原	鈴川浜町東通り	鈴川浜町児童公園	1	1	1		2	0	
元吉原	鈴川浜町中通り	鈴川浜町公園	1	1	5	10	2		
元吉原	鈴川浜町西通り	浜町公園	1	1	1		2	3	
元吉原	今井本町	今井町公園	1	1	9	10	2		
元吉原	今井東町	今井東町公会堂	1			18	1	3	
元吉原	今井毘沙門町	毘沙門天東側高台	1		2	12	1	1	
元吉原	大野町	大野町公会堂	4	1	8	46	1		
元吉原	檜町	檜町公会堂・檜町児童公園	1	1	2	25	1		
元吉原	田中町	田中町公会堂	1	1	12	23	2		
元吉原	西田中町	西田中町公会堂	1		9	16	1		
元吉原	柏原町1	柏原1丁目公会堂	2	1	6	17	1	2	
元吉原	柏原町2	柏原2丁目公会堂前駐車場	2	1	2	20	1	1	
元吉原	柏原町3	鬼ヶ島公園	1			11	1	1	
須津	中里町1	中里1丁目公会堂	1	1	5	12	2		
須津	中里町2	中里2丁目公民館・大坪公園	1	1	18	7	1		
須津	中里町3	中里3丁目氏子会館	1	1	3	34	1		
須津	中里町4	宇佐八幡宮境内	1	1	8	17	1		
須津	中里新富町	中里新富町公民館	1	1	12	4	1	2	
須津	中里八幡町	中里八幡宮 境内	2	1	71	17			
須津	川尻区	川尻町公会堂	2	2	20	10			
須津	神谷町1	神谷公園	2	1	6	13	1	2	
須津	神谷町2	神谷公園	1	1	8	22		1	
須津	神谷町3	神谷公会堂	1	1	5	17	2		
須津	増川町1	角西共同出荷所		1	5	3	1		
須津	増川町2	増川公園	1	1	39	4	1		
須津	増川町3	妙蓮寺参拝者用駐車場	1	1	6	3	1		
須津	江尾町	江尾公民館	1	2	34	10	1	1	
須津	中里寿町	中里寿町公園	1	1	5	6	1	2	
須津	中里曙町	中里曙町西脇公園	1	1	7	12	1		
須津	神谷緑町	神谷緑町児童公園遊び場	3	1	22	30	3	6	

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災 倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
浮島	浮島町 1	愛生保育園	1	1	39	14			
浮島	浮島町 2	浮島町 2 丁目公会堂	2	1	5		1		
浮島	浮島町 3	興隆寺・船津浅間神社・東部スポーツ広場	1	1	3	8	1		
原田	宇東川町 1	高尾丸王製紙事務所前	3	1	19	16	5	3	
原田	宇東川町 2	飯森浅間神社東側広場	1	1	7	20	1		
原田	宇東川町 3	宇東川公会堂	2	1	5	30	3	3	
原田	宇東川本町	宇東川本町防災倉庫前	2	1	5	27	1	2	1
原田	西滝川町	原田小学校東門	1	1	16	8	1		
原田	南滝川町	滝川第二公園	1	1	20	7	1		
原田	東滝川町	滝川神社前広場	1	1	41	19	1		1
原田	北滝川町	永明寺駐車場	1	1	4	20	1		
原田	原田町 1	鈴木商店	1		12	9	1		
原田	原田町 2	原田町公園	1		6	12	1		
原田	原田町 3	原田町公園	3	1	2	12	1	1	1
原田	原田町 4	原田町児童公園	2		10	14			
原田	原田本町	市川精肉店前	1		1	13	1		
原田	吉原中島町 1	中島児童公園	1	1	5	15	1	1	
原田	吉原中島町 2	中島児童公園	1	1	5	15	1	1	
原田	三ツ沢町 1	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	
原田	三ツ沢町 2	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	
原田	三ツ沢町 3	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	
富士見台	富士見台 1	富士見台小学校グラウンド西側	2	1	28	31	2	2	1
富士見台	富士見台 2 北	各棟前	2		5	135	2	3	1
富士見台	富士見台 2 南	富士見台 2 丁目第 2 公園	2		27	17	1	3	
富士見台	富士見台 3	富士見台 3 丁目集会所	2	1	6	50	1	2	
富士見台	富士見台 5	富士見台 5 丁目調整池	1				2		
富士見台	富士見台 6	富士見台中央公園	1		12	60	2	5	
富士見台	富士見台 7	富士見台第 7 公園	2		36	39	1	4	
富士見台	富士見台 8	市営住宅前広場	2		5	98	2		
富士見台	富士見台 4 東	富士見台 4 丁目東集会所	1		30	20	1	2	
富士見台	富士見台 4 西	集会所	1						
神戸	神戸 1	各組集合場所→神戸 1 丁目公会堂	8	1	72	46	2	3	
神戸	神戸 2	各組集合場所 8箇所→集会所（曼陀羅）	2		52	13	1		
神戸	今宮	今宮公会堂	1	1	29	27	2	3	
吉永北	間門町	間門町駐車場	1	1	28	12			
吉永北	鵜無ヶ淵町 1	鵜無ヶ淵公園	4	2		24	1	8	1
吉永北	鵜無ヶ淵町 2	公会堂（サンシャインドーム）	2		12	16	1	8	
吉永北	桑崎町	桑崎町公会堂	1	2	45	23	2	3	
吉永北	石井町	石井町 憩いの家	1	1	6	56	2	2	
吉永北	勢子辻	勢子辻ひのきの家	1	1	5	12	2	1	
吉永北	陽光台東	元第二水道組合跡地	3	2	49	50	3	3	1
吉永北	陽光台西	陽光台西町集会所	2	1	15	26	2	2	1
吉永北	陽光台南	陽光台南町集会所横広場	4	3	38	50	3		
大淵	大久保町	大久保町公会堂	1	1	2	7	2	2	
大淵	大淵町 1	大淵 1 丁目公会堂	1	1	12	5	1		
大淵	大淵町 2	大淵 2 丁目公会堂	1	1	10	5	1	2	
大淵	大淵町 3	大淵 3 丁目公会堂	2	1	2		1		
大淵	八王子町 1	八王子 1 丁目公会堂	2	1	24	1	2	2	
大淵	八王子町 2	八王子 2 丁目公会堂	2	1	20	4	1		
大淵	八王子本町	八王子公会堂	3	1	5	6	1	3	

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
大淵	穴原1・2丁目	穴原公民館駐車場	1	1	3	20			
大淵	中野町1	中野1丁目公会堂	1	1	6		2		
大淵	中野町2	中野2丁目公会堂	1	1	8	4		3	
大淵	落合町	落合町東公民館	2	1	20	11	1		
大淵	片倉町	片倉町公会堂	3		6	30	1	3	1
大淵	三ッ倉町	法蔵寺駐車場倉庫前	2	1	47	47	2	2	1
大淵	富士本中町	富士本中町公会堂							
大淵	富士本西町	吉原富士本西町公会堂	1	1	2	15	1		
大淵	大富町	大富町公会堂	1	1	8	10		2	
大淵	次郎長町	次郎長町公会堂	1	2	26	4	1		
大淵	境町	境町公会堂	1	1	1	5			
大淵	城山町	城山町公会堂南側広場	8	1	2	43	6	2	
大淵	希望ヶ丘	希望ヶ丘2丁目第沢公園	4		35	44		1	
大淵	大峯町	大峯町集会所	1	1	24	11	2	2	
富士駅北1	本市場1	町内防災倉庫の前と横の駐車場	1	1	8	7	3	1	
富士駅北1	本市場2	本市場稲荷神社	3	2	27	43	2		
富士駅北1	本市場3	本市場公会堂	1	1	17	21	2		
富士駅北1	本市場4	富士建設業協会駐車場・池田ネジ駐車場	2	1	10	10		1	
富士駅北1	国久	国久区富士緑道公園	5		10	55	4		
富士駅北1	塔の木	塔の木山神社	1	1	7	3	1		1
富士駅北1	塔の木2	塔の木公園	1				1	1	
富士駅北1	川原宿	川原宿公園	3	1	20	13	1	4	1
富士駅北1	藤間	藤間区公会堂	1	1			2		1
富士駅北1	蓼原1	稲荷八面神社	1			18		2	
富士駅北1	蓼原2	蓼原2区公会堂	2			15	2	2	
富士駅北1	蓼原3	蓼原3区公会堂・蓮心寺駐車場・トリュエコート新富士駐車場	2		33	100	1	6	
富士駅北1	蓼原4	ハイトピア富士1階駐車場							
富士駅北1	蓼原5	アイディーコート富士集会室	1			43		1	
富士駅北1	十兵衛北	大興製紙							
富士駅北1	千寿町	駐車場							
富士駅北2	平垣町	各班指定避難場所	1	1	9	30	1	2	
富士駅北2	柚木	吉原薬局東広場、天白神社、蓮盛寺駐車場、河原公園、柚木青果市場	7	1	91	53	6		
富士駅北2	平垣2	栄立寺駐車場	3		3	20			
富士駅北2	平垣3	宮下医院第二駐車場	2		3			1	
富士駅北2	銀座町	銀座町公会堂	1		2	10	2	2	
富士駅北2	平垣八幡町	平垣八幡宮	4	1	6	21	1	2	
富士駅北2	富士本町	オレンジパーク駐車場	1			15	1	2	
富士駅北2	富士町	富士町区公会堂	2	2	5	20	2	2	
富士駅北2	平垣北町	月見橋	2		15	22	2	3	
富士駅北2	水戸島上	元町公園	2		35	2		2	
富士駅北2	エンブ・エル・ステーション富士	駐車場、2階広場	1			2	1		
富士駅北2	松岡東	松岡東公会堂				10			
富士北	青葉町	青葉町公園	2	2	7	34	3		
富士北	浅間町	浅間町公会堂	1	1	30	21	1		
富士北	本市場新田	本市場新田区公会堂	1	1	3	20	1	2	
富士北	松本	富士緑道南広場・宮崎クリニック駐車場	6	3	30	47	4	3	
富士北	富士中島上	中島緑道公園	8	1	31	29	4	5	
富士北	富士中島下	富士緑道堅堀広場	7	2	60	45	2	1	1
富士北	中島新道町	中島公園	3		17	60	3	3	1

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
富士駅南	上横割	富士駅南第二公園	3	1	4	13	2	4	
富士駅南	十兵衛南	十兵衛南区公会堂前駐車場	2	1	44	21	2	2	
富士駅南	下横割南	下横割南区公園	4	1	20	9	2	4	
富士駅南	下横割北	横割八幡宮	3	1	40	20	1	3	1
富士駅南	水戸島中	富士駅南第一公園	2	1	2	7	3	3	
富士駅南	水戸島下	水戸島八幡宮境内	3	1	17	12	2	7	
富士駅南	水戸島南町	水戸島南町会館	2	1	3	17	1		
富士駅南	四丁河原南	松富町公園	4	2	65	31	1	3	
富士駅南	水戸島上南	水戸島上南区公会堂	7				5	3	1
田子浦	柳島	コーポベルライズ、1号公園予定地、田子浦小学校、田子浦団地	4	2	55	18	3	1	
田子浦	柳島日東	ふじさんメッセ駐車場	2	1	3		2		
田子浦	川成島	川成島浅間神社				2	1		
田子浦	東宮島	東宮島児童公園	2	1	11	32	2		
田子浦	新浜	新浜公会堂	1	1	38	20	2	6	
田子浦	中丸浜	中丸浜区第一公会堂・第二公会堂	2		30	30			
田子浦	小須	小須区公会堂	1	1	24	15	2	4	
田子浦	田子	田子区防災倉庫前	2		18	14	2		
田子浦	鮫島	鮫島公会堂	3	1	37	10	1		
田子浦	江川	江川区集会所	4	1	20	7	4	3	
田子浦	前田新田	前田新田区公会堂	3		21	23	2	3	
田子浦	前田	各組指定場所 井出組・富士化工・王子マテリア・鈴信マンション	1	1	42	12	1	4	
田子浦	宮島新田	宮島新田公園	2	2	58	48	3		1
田子浦	助六	助六公園	3	1	24	15	3	2	
田子浦	下川成	下川成区避難広場	1	1	8	6	1	3	
田子浦	中丸丘	中丸丘公園	6	1	38	11	3		1
富士南	森島	森島区内6カ所	5	2	4	150	2	2	
富士南	宮下	宮下区山神社・宮下区公会堂	4	2	18	62	2	8	
富士南	西宮島	西宮島区公会堂前広場	4	2	86	169	3	5	
富士南	千鳥町	千鳥町公会堂	1	1	39	26	1		
富士南	富士見ヶ丘	早川団地公園	3		6	17	2		
富士南	自由ヶ丘	四軒屋団地/自由ヶ丘区 集会場	3	1	35	5	2	3	
富士南	上五貫島	五貫島浅間神社・宮島85-5	3	2	37	28	1	2	
富士南	下五貫島	下五貫島区集会所・ききょうの郷前広場	2	1	27	27	1	5	
富士南	三四軒屋	三四軒屋区公会堂	1	1	60	26	2	3	
富士南	靖国町	靖国町公会堂	3	1	16	47	3	13	
富士南	浜添	浜添集会所南側広場	3			73	2	10	
岩松	浦町東	瑞林寺駐車場	2	1	36	11	1	2	
岩松	浦町西	浦町区公会堂	1	1	36	11	1	2	
岩松	林町	岩松小学校南駐車場	1	1	24	17	2		
岩松	新町	雁公園新町グラウンド	1	1	20	13	1		
岩松	橋下	かりがね公園	11	6	126	33	10	9	
岩松	四丁河原上	四丁河原上区公会堂	3	1	30	24	2	2	
岩松	四丁河原下	各1～7ブロック防災倉庫前	8	7	74	46	7	2	
岩松	水神	水神グラウンド	1	2	44	15	2		
岩松	四丁河原西	四丁河原西区集会場	3		6	35	2	1	
岩松北	四ッ家	四ッ家区児童公園	4	2	69	18	4		
岩松北	上町	上町公会堂	3	3	41				
岩松北	富士上中	富士上中区公会堂	2	1	27	6	1		
岩松北	富士下中	富士下中区公会堂	1	1	57	13	1	1	
岩松北	瀬戸河原	瀬戸河原区公会堂	1	2	38	5	1		
岩松北	富士緑ヶ丘	防災倉庫前		1	2	7	1		
岩松北	東田	東田区公会堂	1	1	35	14	1		1
岩松北	旭町	旭町公会堂	2	1		2	1		
岩松北	滝戸	滝戸公会堂・代信寺駐車場	2	2	39	64	1		
岩松北	湯沢平1	湯沢平1丁目公会堂	3	2	28	3	1	4	
岩松北	湯沢平2	市営集会所前広場 県営集会所前	2		14	3	2	3	

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災倉庫	可搬式ポンプ	消防ホース	街頭用消火器	発電機	テント	浄水機
			(棟)	(台)	(本)	(本)	(台)	(張)	(台)
富士川	木島	消防団29分団倉庫前・富士川体育館駐車場	2	1	26	3	1		
富士川	小山	松雲寺駐車場	1	1	24		2	2	
富士川	室野	防災倉庫前	1	1	10	10	2		
富士川	相生町	相生町公会堂	2	2	27	19	2	2	
富士川	岩淵上町	常葉様宅裏広場	3	2	8	7	3		
富士川	吉津	吉津公園	2	2	31	20	2	2	
富士川	舟山町	舟山町区会館	2	1	16	30	1		
富士川	坂下	富士川第一中学校	1	1	6	1	2		
富士川	岩淵旭町	岩淵旭町区内3カ所	1	1	2	23	2		
富士川	中之郷堺町	王子エフテックス(株)アパート駐車場	2	2	32	23	3		
富士川	中之郷川坂	川坂区防災倉庫前	1	1	16	8	2	2	1
富士川	中之郷新町	新町公園	3	2	34	11	2	1	
富士川	新町本町	新町本町公会堂	2	1	20	15	2		
富士川	四十九町	四十九公会堂	2	1	41	15	3		
富士川	中之郷宮町	東名高速道路高架下広場	3	3	76	25	3	5	1
富士川	小池	富士川第2公園	4	3	40	11	3	3	
富士川	大楽窪	大楽窪広場	1	1	5	5	1		
富士川	中之郷本通1	J Aふじ伊豆富士川支店前	1	1	23	11	1		
富士川	中之郷本通3	中之郷本通3区防災倉庫前	1	1	15	6	1	3	
富士川	中之郷本通4	中之郷本通り4区公会堂	1	1	6	10	2		
富士川	中之郷幸町	中之郷幸町公会堂	2	2	4	4	2		
富士川	東町1	新町公園、富士川ニュータウン公園、公会堂北側空地、コアレックス正門	2	2	58	8	2		
富士川	東町2	富士川駅東口	1	1	18	8	1		
富士川	中之郷日の出町	中之郷日の出町公会堂	2	1	5	2	2	1	
富士川	かぎあな	かぎあな区公民館	1	1	10		1	2	
松野	南松野1	南松野公園	1	2	24	12	2		
松野	南松野2	消防団第30分団車庫前広場	2	2	66	26	2	5	1
松野	松野富士見町	各小区公会堂（平清水、矢所、新井、足ケ久保、中山）	5	2	4	6	5	4	
松野	松野八幡町	松野八幡町区防災広場	5		76	32	2	1	1
松野	清水町	シャローム富士川・清水会館	2	2	72				
松野	富士松野	富士松野中央公園	2	2	41	22	3	3	
松野	大北町	富士メタル(株)駐車場・文殊堂境内	4	3	73		3	2	
松野	俣下町	北松野ふれあい広場	2	2	44	14	2		
松野	中野台	中野台中央公園	6	2	109	37	4	15	
鷹岡	厚原西区第1	曾我八幡宮境内	8	1	60	6	2	6	1
鷹岡	厚原西区第2	厚原西区公会堂	9	1	96	112	5	5	
鷹岡	久沢東	旧鷹身駐車場・すいどう山公園・久沢東公会堂	3	1	30	100	3		
鷹岡	久沢西	久沢西区公会堂	4	2	27	57	3		
鷹岡	久沢南	久沢南公会堂・滝戸水神社	3	3	6	24	3	3	
鷹岡	久沢北	久沢北公会堂・駐車場 他3カ所の集合場所	5	2	61	50	8	18	
鷹岡	鷹岡本町1	鷹岡本町公園	3		6	15	1	4	1
鷹岡	鷹岡本町2	鷹岡本町2区公会堂	3		2	28	2	4	
鷹岡	鷹岡本町3	入山瀬公園	6	2	7	30	3	4	
鷹岡	入山瀬東	入山瀬東公園	1				1		
鷹岡	入山瀬西	入山瀬西区公会堂前広場	3	1	23	6	1	2	
鷹岡	入山瀬天王町	入山瀬天王町公会堂広場	3		1	18	1	8	1
鷹岡	入山瀬久保	入山瀬浅間神社境内	1	1	2	8	1		
広見	広見町1	西本町公園、新広見公園、防災倉庫、各組階段	3	1	3	2	3		1
広見	広見町2	広見町2丁目公園	1		12	44	4	5	
広見	広見町3	広見3丁目桜公園	2	1	10	24	2	1	
広見	広見町4	吉原団地集会所	1			30	1	2	
広見	広見町5	広見5丁目集会所			6		1	1	
広見	広見町6	三角公園	2	1	1	5	1	1	
広見	広見町7	防災倉庫前	2	2	5	2	1	2	1
広見	広見町8	広見8丁目集会所 駐輪場横	2			44	6	3	
広見	広見町9	広見町9丁目東公園	6	2	30	75	4	20	2

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災倉庫 (棟)	可搬式 ポンプ (台)	消防 ホース (本)	街頭用 消火器 (本)	発電機 (台)	テント (張)	浄水機 (台)
広見	百合ヶ丘	百合ヶ丘町内公園	2	1	4	31	1		
広見	桜ヶ丘町	広見公園	5	1	15	97	2		1
広見	美原町	美原町公会堂・かぐや姫ミュージアム前駐車場	1	1	16	11	1	1	
広見	若松町2	若松2丁目公会堂北駐車場	2		17	11	2	2	
広見	久保町	久保町公民館	1	1	13	27	1	2	1
広見	三ッ倉南町	三ッ倉南町集会所前広場	2	1	14	21	2	3	
広見	石坂町1	石坂熊野神社・石坂公会堂	4	1			2	2	
広見	石坂町2	石坂熊野神社前広場	3	2	39	34	1	2	1
広見	石坂町3	石坂熊野神社	3	1	32	52	3	3	
広見	石坂町4	石坂4丁目公会堂	1	1	1	30	3	4	
広見	源太坂	町内の空地	1			20		1	
天間	天間南	町内33箇所	7		6	98	3		1
天間	天間川坂	天間川坂区公会堂児童遊園広場	8	1	40	78	4	2	
天間	天間田代	天間田代区公会堂	1		1	5	1		
天間	天間北1	天間児童遊園	8	1	48	25	3	4	
天間	天間北2	町内19箇所	7	2	57	42	2	10	
天間	天間東	天間公園	2	1	39	36	2	7	
丘	傘木	傘木公会堂	5	2	83	96	4	2	1
丘	片宿	各班指定場所・片宿公会堂	3	2	23	23	1	4	
丘	末広町	末広町公会堂	1	1	16	28	1		
丘	厚原中	厚原中区公会堂	3	1	10	65	4	8	
丘	厚原南	厚原南区公会堂	2			20	2		
丘	厚原北1	厚原北1丁目公会堂	1	1	8	57	1	4	
丘	厚原北2	厚原北2丁目公会堂	2	1	15	37	1	2	1
丘	厚原東1	厚原東1丁目公会堂他3ヶ所	1	1	24	25	1	2	1
丘	厚原東2	厚原東2丁目公会堂	1	1	27	17	1	1	
丘	厚原東3	厚原東3丁目公会堂	2	1	90	59	2	2	
丘	傘木北	第一公園	1		16	34	3	4	

自主防災会(組織)の規約と任務分担

1. 規 約(例示)

(名 称)

第 1 条 この会は、_____ 自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、_____ におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、_____ の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生等における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会は、_____ 内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 名
- (3) 防災委員 名
- (4) 幹 事 名
- (5) 会 計 名

2. (1)、(2)、(4)、(5)の役員の任期は_____年、(3)の役員の任期は3年とする。

ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第 7 条 会長は、_____ 長をもってあてる。

2. 副会長は、_____ 長が _____ 民のうちより選任する。

3. 防災委員は、_____ 長が _____ 民のうちより選任する。

4. 幹事は、_____ 長が _____ 民のうちより選任する。

5. 会計は、_____ の会計をもってあてる。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3. 防災委員は、会長、副会長の相談役、補完役を努める。
4. 幹事は、会務を分担し、会務の運営にあたる。
5. 会計は、会計事務を担当する。

(会 議)

第 9 条 会議は、役員会とし、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(防 災 計 画)

第 10 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生に対処する防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 費)

第 11 条 本会の会費は、役員会の議決を経て別に定める。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は、会費その他により支弁する。

(会 計 年 度)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

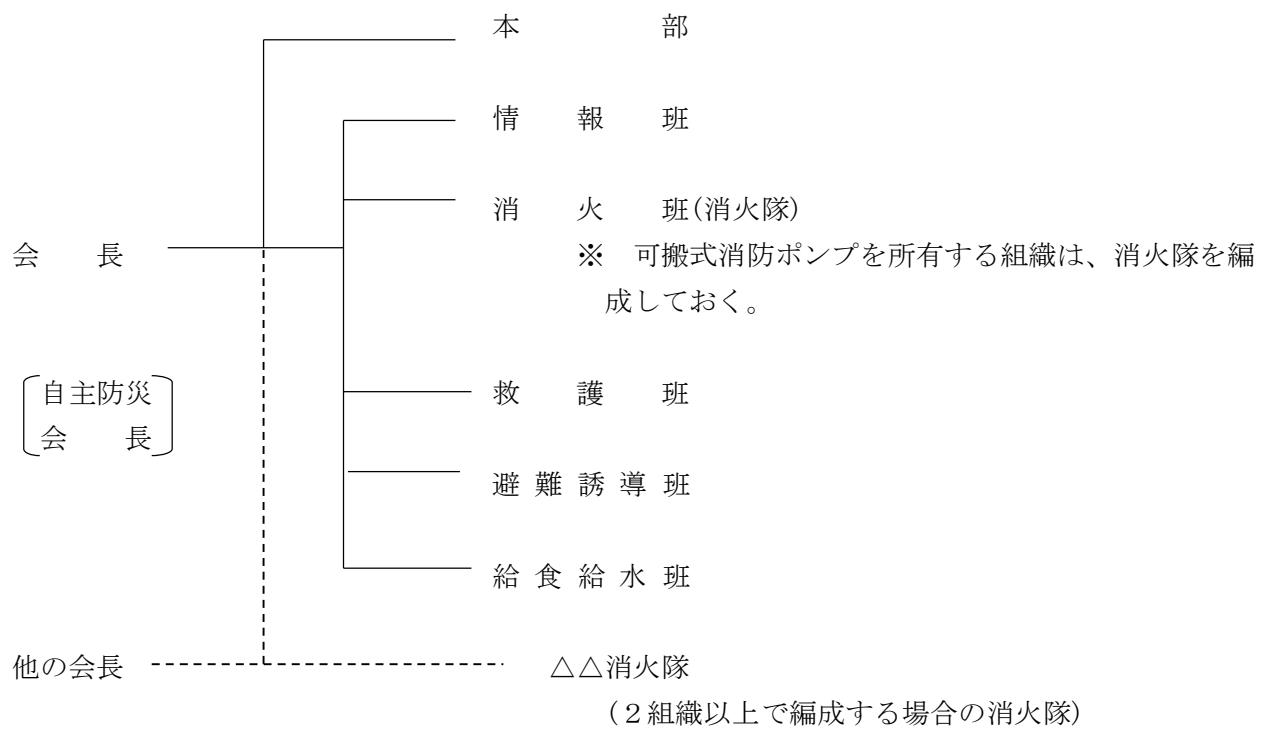
附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

2. 組織及び任務分担(例示)

本部	会長 副会長 防災委員 本部付 会計及び 班長以外 の幹事		(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。 (2) 災害発生時の指揮及び防災訓練についての総括に関すること。 (3) 会の経理に関すること。 (4) 防災資機材のあっせん及び備蓄等に関すること。
情報班	班長 (副班長)	班 員	任 務 分 担
			(1) 市地域担当部〇〇地区班との連絡等に関すること。 (2) ラジオ、市広報等による情報の収集、町(区)民への伝達、町(区)内被害状況等の把握に関すること。
消火班 消防			(1) 消火器、消火栓等による消火作業に関すること。 (2) 町(区)民の消火作業等の指導教育に関すること。 (3) 消防機材の点検整備に関すること。
救護班			(1) 負傷者の救出救護および資機材の調達並びに医療機関との連絡等に関すること。 (2) 町(区)民の救急法等についての指導教育に関すること。
避難誘導班			(1) 集合場所及び避難場所の選定に関すること。 (2) 避難路、通学路等の点検調査に関すること。 (3) 会長の指示に基づく町(区)民の避難誘導に関すること。 (4) 避難訓練の指導教育に関すること。
給食給水班			(1) 町(区)内の家庭又は市等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等による給食に関すること。 (2) 市地域担当部〇〇地区班と協力し、飲料水の確保、給水に関すること。

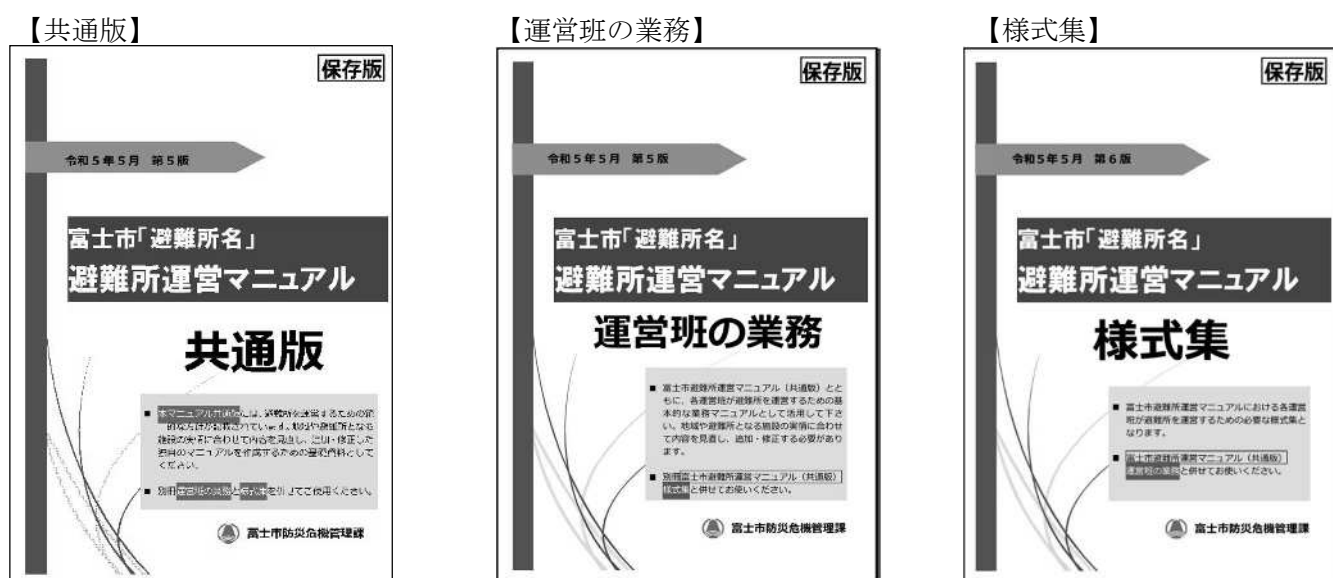
3. 組織図(例示)



富士市避難所運営マニュアル

「富士市避難所運営マニュアル」は、大規模災害が発生した際、町内会（区）や自主防災会、避難者、避難所派遣職員（市職員）、施設管理者等が協力し、円滑に避難所を運営するための標準的なマニュアルとして作成しました。各避難所のマニュアルを作成する場合は、地域や避難所となる施設の実情に合わせて内容を見直し、記載内容を追加・修正してください。

なお、避難所運営マニュアルは下記の3部構成になっております。



・富士市避難所運営マニュアルの電子データ

【富士市ウェブサイト】

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sp/safety/c0104/rn2ola000000kp32.html>

（インターネット検索サイトで「富士市避難所運営マニュアル」で検索できます）

富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱

〔昭和60年3月28日
告示第23号〕

改正 平成7年6月30日告示第77号
平成17年3月28日告示第37号
平成17年3月28日告示第42号
平成24年3月30日告示第48号
平成25年3月29日告示第32号
平成27年3月31日告示第65号
平成28年3月30日告示第42号
平成30年3月30日告示第52号
平成31年3月29日告示第48号
令和2年3月26日告示第37号
令和3年3月31日告示第49号
令和4年3月30日告示第51号
令和7年3月28日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために防災器材を購入する自主防災組織に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 地域住民により自主的に結成された防災のための組織で市長の認めたものをいう。

(2) 防災器材 別表に定めるものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防災器材の購入に要する費用（以下「購入費」という。）とする。ただし、購入費の合計額が5万円未満の場合は、対象としない。

（一部改正〔平成7年告示77号・25年32号〕）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、防災器材の購入費の2分の1に相当する額とし、1自主防災組織につき、年額30万円を限度とする。ただし、防災器材のうち小型可搬式動力ポンプの購入にあつては、当該小型可搬式動力ポンプの購入費が60万円を超える場合には、年額40万円を限度とする。

（一部改正〔平成7年告示77号・令和2年37号〕）

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付申請書（第1号様式）に、見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、毎年度11月30日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、この限りでない。

（一部改正〔平成25年告示32号・27年65号〕）

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 補助金交付の決定の通知を受け防災器材の購入を行う自主防災組織（以下「購入者」という。）は、防災器材の購入が完了したときは、速やかに富士市自主防災組織防災器材購入完了報告

書（第 3 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保管又は配置した場所を明らかにしたもの
- (2) 領収書の写し
- (3) 納品書の写し
- (4) 購入した防災器材の写真

（一部改正〔平成27年告示65号〕）

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金確定通知書（第 4 号様式）により、購入者に通知するものとする。

（報告）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の使途の状況について、報告を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 30 日告示第 77 号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成17年 3 月 28 日告示第 37 号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 28 日告示第 42 号）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 30 日告示第 48 号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 29 日告示第 32 号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 31 日告示第 65 号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 30 日告示第 42 号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 30 日告示第 52 号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 29 日告示第 48 号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日告示第 37 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 49 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日告示第 51 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第59号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（全部改正〔平成25年告示32号〕、一部改正〔平成27年告示65号・28年42号・30年52号・31年48号・令和2年37号・3年49号・7年59号〕）

情報伝達に係るもの	無線機器、電池式拡声器
初期消火に係るもの	小型可搬式動力ポンプ、消防用ホース、消防用ホース格納箱、消火器(薬剤の詰め替えを含む。)、消火器格納箱、消防用ホース筒先、地下式消火栓等蓋開工具、訓練用水消火器、土のう袋
救助に係るもの	リヤカー、一輪車、台車、チェーンソー、担架、ジャッキ、車椅子(車椅子用補助具を含む。)、ロープ、AED(自動体外式除細動器)、救急

	箱、医薬品(口腔ケア用品を含む。)、ヘルメット、ライフジャケット
避難生活に係るもの	防災倉庫、発動発電機、非常用蓄電池、浄水機、避難生活用テント、可搬型スロープ、ストーブ、スポットクーラー、ビブス、パーティション、避難生活用ベッド、寝袋、毛布、防水シート、感染症防護器材、紙おむつ、生理用品、投光機、強力ライト、組立水槽、給水タンク、井戸用ポンプ、仮設トイレ(非常用排便収納袋を含む。)、炊き出し用かまど、炊き出し用釜(炊き出し用かまどと同時に購入する場合に限る。)、非常用食糧(賞味期限が3年以上であるもの)、非常用飲料(賞味期限が3年以上であるもの)

富士市自主防災組織運営補助金交付要綱

〔昭和59年3月29日〕
告示第27号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために防災活動を行う自主防災組織に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民により自主的に結成された防災のための組織で市長の認めたものをいう。

(交付の対象)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、消耗品費、備品費、印刷製本費、報償費その他の市長が自主防災組織の運営に必要と認めた費用とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条の経費の合計額とし、1 自主防災組織につき、自主防災組織を構成する世帯の数に150円を乗じて得た額に1万5,000円を加えた額を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、富士市自主防災組織運営補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 活動計画書
- (3) 任務分担表

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づく申請があつたときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては、交付の決定をし、富士市自主防災組織運営補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、市長が別に定める日までに、実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 活動実績書
- (3) 領収書の写し
- (4) 精算書（概算払により補助金の交付を受けた場合に限る。）

(補助金の額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市自主防災組織運営補助金交付確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(報 告)

第 9 条 市長は必要があると認めたときは、補助金の使途についての報告を求めることができる。

(委 任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月28日告示第22号）

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市自主防災組織運営補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金から適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第64号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に行う補助金の交付の申請に添付する書類については、なお従前の例による。

○富士市緑のいえなみ整備事業補助金交付要綱

平成 6 年 3 月 25 日

告示第 38 号

富士市生けがき作り補助金交付要綱（昭和 54 年富士市告示第 23 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 緑豊かで住みよく快適な都市環境及び景観づくりを推進するため、緑のいえなみ整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（一部改正〔令和 7 年告示 52 号〕）

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑のいえなみ整備事業 道路に面した敷地内に新たに生け垣を設置し、又はシンボルツリーを植樹する事業をいう。
- (2) 生け垣 樹木を帯状に植え並べ、竹、くい等の補助材料を使って樹木相互の組合せをしたもの及びこれに類する形態をもった植樹帯をいう。
- (3) シンボルツリー 1 本以上の中木又は高木及び 1 本以上の低木で構成される樹木の集団をいう。

（一部改正〔令和 7 年告示 52 号〕）

（補助の対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、住宅敷地に緑のいえなみ整備事業を実施する者
- (2) 市内に事務所、事業所、工場、倉庫、店舗、貸家等を有する者で当該敷地に緑のいえなみ整備事業を実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、同一の敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金要綱（平成 11 年富士市告示第 34 号）うちブロック塀等改善事業の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

（一部改正〔令和元年告示 61 号・7 年 52 号〕）

(生け垣及びシンボルツリーの要件)

第4条 緑のいえなみ整備事業により設置する生け垣は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 生け垣の位置は、道路と敷地の境界から5メートル（駐車場の奥側に設置する場合は6メートル）以内であること。
- (2) 生け垣の延長は、道路と平行に3メートル以上であること。
- (3) 設置時における樹木の高さは、50センチメートル以上とし、生け垣の長さ1メートル当たり2本以上が列状に植え込まれているものであること。

2 緑のいえなみ整備事業により植樹するシンボルツリーは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) シンボルツリーの位置は、道路と敷地の境界から5メートル（駐車場の奥側に植樹する場合は6メートル）以内であること。
- (2) シンボルツリーを構成するそれぞれの樹木の枝の両端の距離を足した長さは、道路と平行に3メートル以上であること。
- (3) 植樹時における樹木の高さが、中木及び高木は1メートル以上並びに低木は50センチメートル以上であること。
- (4) シンボルツリーは、移動が可能なものでないこと。

(全部改正〔令和7年告示52号〕)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、緑のいえなみ整備事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）又は別に定める標準工事費のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、10万円を限度とする。

(全部改正〔令和7年告示52号〕)

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緑のいえなみ整備事業の着手前に、富士市緑のいえなみ整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 植栽計画平面図
- (3) 施工前の写真

(4) 補助対象経費に係る見積書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成18年告示27号・令和7年52号〕)

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、内容を審査の上、富士市緑のいえなみ整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成18年告示27号・令和7年52号〕)

(変更の届出)

第8条 申請者は、申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成18年告示27号〕)

(実績の報告)

第9条 申請者は、補助金の交付の対象となった緑のいえなみ整備事業が完了したときは、速やかに富士市緑のいえなみ整備事業実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業の完了を確認できる写真

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成18年告示27号・令和7年52号〕)

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に定める実績報告書を受理した場合には、書類の審査及び現地調査を行い、適格であると認めたときは補助金を交付するものとする。

(一部改正〔平成18年告示27号・令和7年52号〕)

(生け垣及びシンボルツリーの管理育成)

第11条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病虫害の防除、公道等へのはみ出しの防止など生け垣及びシンボルツリーの良い管理育成に努めなければならない。

(一部改正〔平成18年告示27号・令和7年52号〕)

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成18年告示27号〕)

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の富士市生けがき作り補助金交付要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日告示第27号）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月30日告示第61号）

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年6月10日告示第118号）

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月28日告示第52号）抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の富士市緑のいえなみ整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

（富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱の一部改正）

- 3 富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成11年富士市告示第34号）の一部を次のように改正する。

富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

〔平成11年3月24日
告示第34号〕

改正 平成17年3月28日告示第37号
平成31年3月29日告示第45号
令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するため、ブロック塀等耐震改修促進事業を実施する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等耐震改修促進事業 ブロック塀等撤去事業及びブロック塀等改善事業をいう。
- (2) ブロック塀等撤去事業 地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（通学路、避難路等又は道路に面するブロック塀等に限る。）を撤去する事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (3) ブロック塀等改善事業 地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（通学路又は避難路等に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀への改善をする事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (4) 改善 ブロック塀等の改修及びフェンスその他の塀（組積造の塀を除く。）への転換をいい、他の塀への転換をするための撤去は、含まない。
- (5) 通学路 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和41年政令第103号）第4条に規定する通学路（児童が小学校に通うために通行する通学路に限る。）をいう。
- (6) 避難路等 静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地等をいう。
- (7) 道路 通学路並びに前号の緊急輸送路及び避難路を除く市内全域の道路をいう。

(一部改正〔平成31年告示45号〕)

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等改善事業にあつては、富士市生け垣作り補助金交付要綱（平成6年富士市告示第38号）の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、同趣旨の他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、交付の対象としない。

(一部改正〔平成31年告示45号〕)

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施ブロック塀等の位置図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図とし、通学路、避難路等又は道路を明記すること。）
- (3) ブロック塀等撤去事業にあつては、施工前の写真（3枚）
- (4) ブロック塀等改善事業にあつては、施工前の配置図及び写真（3枚）並びに設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
- (5) 施工のための見積書の写し
- (6) その他参考となる書類

(一部改正〔平成31年告示45号〕)

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書

(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 施行箇所の変更

(イ) 総事業費の20パーセントを超える額の変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更承認の申請)

第7条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、ブロック塀等耐震改修事業計画変更承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 第4条第2号から第6号までに掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業実績書

イ 事業の完成を確認できる全景写真(3枚)

ウ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し

(2) ブロック塀等改善事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業実績書

イ 事業の完成を確認できる全景及び工事写真(3枚)

ウ 完成図面(配置図、平面図、立面図及び断面図)

エ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(一部改正〔平成31年告示45号〕)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定により完了の報告があったときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金確定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第45号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第3条関係）

（一部改正〔平成17年告示37号・31年45号〕）

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
1 ブロック塀等撤去事業	当該事業に要する経費 （工事費に限る。）	(1) 通学路又は避難路等に面するブロック塀等を撤去する場合 当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、1敷地につき26万6,000円を限度とする。 (2) 道路に面するブロック塀等を撤去する場合 当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき9,200円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、1敷地につき10万円を限度とする。
2 ブロック塀等改善事業	当該事業に要する経費 （工事費及び設計に要する費用に限る。）	当該事業に要する経費と改善をするブロック塀等の長さ1メートルにつき3万8,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、1敷地につき33万3,000円を限度とする。

備考 補助額は、通学路又は避難路等に面するブロック塀等を撤去する場合と道路に面するブロック塀等を撤去する場合とを合わせて、1敷地につき26万6,000円を限度とする。

富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱

昭和52年10月1日
告示第76号

〔注〕平成6年から改正経過を注記した。

改正 昭和54年3月31日告示第22号	昭和54年9月29日告示第76号
昭和55年9月30日告示第76号	昭和56年3月31日告示第19号
昭和57年3月29日告示第20号	平成元年1月19日告示第3号
平成元年3月31日告示第32号	平成元年6月29日告示第57号
平成3年5月30日告示第47号	平成4年11月10日告示第121号
平成6年10月31日告示第127号	平成8年3月25日告示第15号
平成10年11月16日告示第120号	平成11年6月11日告示第89号
平成11年9月1日告示第114号	平成12年10月19日告示第132号
平成17年2月28日告示第21号	平成17年3月28日告示第37号
平成21年6月1日告示第105号	平成27年2月25日告示第20号
令和2年3月4日告示第22号	令和3年3月31日告示第58号

（趣旨）

第1条 この要綱は、住民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。以下同じ。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関による親族居住用住宅の融資を受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下「移転者」という。）に対して補助金を交付することについて、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成8年告示15号・10年120号・21年105号〕）

（定義）

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、第1号から第3号までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又は次の各号のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行つたものをいう。ただし、避難勧告又は避難指示を行つた住宅については、当該避難勧告又は避難指示が公示された日から6月を経過しているものに限る。

- （1） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき県知事が静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第3条の規定により指定した災害危険区域
- （2） 法第40条の規定に基づき県条例第10条の規定により建築を制限している区域
- （3） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- （4） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域

(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた区域

2 この要綱において「移転」とは、危険住宅を安全な場所へ移転することをいう。

(一部改正〔平成10年告示120号・21年105号・27年20号・令和2年22号〕)

(補助の対象等)

第3条 市長は、移転者に対し、次に掲げる経費の全部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費(97万5,000円を1戸当たりの補助限度額とする。)

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入(建設又は購入に必要な土地の取得を含む。)又は改修(以下「住宅建設等」という。)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する額(建設、購入又は改修の場合にあつては465万円、土地取得にあつては206万円、敷地造成にあつては60万8,000円を限度とする。)

(一部改正〔平成6年告示127号・8年15号・10年120号・11年89号・12年132号・21年105号・27年20号・令和2年22号〕)

(補助金交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする移転者は、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) がけ地近接危険住宅移転計画書(第2号様式)

(2) 危険住宅概要書(第3号様式)

(3) 危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合には、当該所有者の同意書(第3号様式の2)

(4) 危険住宅の敷地が借地の場合にあつては、当該土地所有者の誓約書(第3号様式の3)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了の届出)

第5条 移転者が、移転を完了したときは、住宅移転完了届(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新住宅の法第6条第1項に規定する確認済証の写し

(2) 新住宅及び旧住宅跡地の写真

(3) 危険住宅の除却費等の領収書の写し又はこれに代わる書類

(4) 住宅建設等に要した資金の借入金額及び利子総額等を証明する書類

(5) 跡地を管理する誓約書(第6号様式)

(6) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成11年告示114号・令和2年22号〕)

(補助金の交付)

第6条 補助金は、移転の完了の確認を行つた後移転者の請求により交付する。

(補助金の交付の取消し等)

第7条 市長は、第4条第2項の規定による補助金交付の決定通知又は前条の規定により補助金の交付を受けた移転者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又

は返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 建築関係法令に違反して建築物を建築したとき。
- (3) 工事の完了が著しく遅れたとき。
- (4) 工事を中止したとき。
- (5) 規則及びこの要綱に基づく申請、報告等の内容にいつわりがあつたとき。

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の返還を決定したときは、その旨を移転者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた移転者は、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金返納通知書（第7号様式）により、その補助金を返還しなければならない。

（標識の設置）

第9条 市長は、危険住宅の移転が完了したときは危険住宅の跡地の見やすい場所に、標識（第8号様式）を設置するものとする。

（補則）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日告示第22号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（昭和54年9月29日告示第76号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱第3条第2号の規定は、昭和54年8月7日から適用する。

附 則（昭和55年9月30日告示第76号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の要綱の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月31日告示第19号）

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日告示第20号抄）

1 この要綱は、公示の日から施行する。（後略）

附 則（平成元年1月19日告示第3号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日告示第32号）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年6月29日告示第57号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成3年5月30日告示第47号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年11月10日告示第121号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定

は、平成4年4月9日から適用する。

附 則（平成6年10月31日告示第127号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成6年6月23日から適用する。

附 則（平成8年3月25日告示第15号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成10年11月16日告示第120号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱第2条及び第3条の規定は、平成10年4月8日から適用する。

附 則（平成11年6月11日告示第89号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年9月1日告示第114号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成12年10月19日告示第132号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日告示第21号）

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日告示第105号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年2月25日告示第20号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月4日告示第22号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱

平成9年3月24日

告示第31号

改正 平成11年9月1日告示第115号

平成14年6月5日告示第102号

平成17年3月28日告示第37号

平成18年9月4日告示第133号

平成22年3月30日告示第54号

平成24年9月14日告示第179号

平成25年3月29日告示第30号

平成27年3月31日告示第57号

平成28年3月30日告示第40号

令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物耐震性向上事業を実施する当該建築物の所有者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成11年告示115号〕)

(定義)

第2条 この要綱において「既存建築物耐震性向上事業」とは、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第15条第1項の既存建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）の耐震診断（木造住宅及び特定建築物にあっては、耐震補強計画の作成を含む。）を実施する事業をいう。

2 この要綱において「木造住宅」とは、木造軸組工法で建築された一戸建て住宅、長屋及び共同住宅並びにこれらの建築物のうち住宅以外の用途を兼ねるものであって、当該住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。

3 この要綱において「特定建築物」とは、次の各号のいずれにも適合する建築物をいう。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、給食提供施設等をいう。）

イ 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル、マンション等をいう。）

(2) 敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500平方メートル以上であること。

(3) 延べ床面積が1,000平方メートル（幼稚園及び保育所にあっては、500平方メートル）以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であって倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

(4) 地震に対して安全な構造とする旨の市長による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導を受けたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

(5) 耐震診断の結果、倒壊の可能性があるとして判断されたものであること。

(一部改正〔平成11年告示115号・14年102号・18年133号・22年54号〕)

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、対象建築物の所有者が行う既存建築物耐震性向上事業に要する経費とし、補助額は、建築物1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する木造住宅（貸家を除く。）について既存建築物耐震性向上事業を実施する場合における補助額は、建築物1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額とする。

(1) 65歳以上の者のみが居住するもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表1級の項又は2級の項に該当する者に限る。）が居住するもの

- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者が居住するもの
- (4) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者が居住するもの
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

（全部改正〔平成18年告示133号〕、一部改正〔平成25年告示30号・28年40号〕）

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、既存建築物耐震性向上事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成28年告示40号〕）

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

（ア） 施行箇所の変更

（イ） 総事業費の20パーセントを超える額の変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更承認の申請）

第6条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、既存建築物耐震性向上事業変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（一部改正〔平成11年告示115号〕）

附 則（平成11年9月1日告示第115号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年6月5日告示第102号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月4日告示第133号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日告示第54号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日告示第179号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第30号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第57号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第40号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第3条関係）

（全部改正〔平成18年告示133号〕、一部改正〔平成22年告示54号・24年179号・25年30号・27年57号〕）

事業内容	構造・用途等	延べ面積	基準額
耐震診断及び耐震補強計画の作成	木造住宅	面積区分なし	15万4,000円（耐震補強計画の作成のみを行う場合にあっては、14万4,000円）
耐震診断	木造住宅以外の 一戸建て住宅	面積区分なし	13万円
	その他（木造住宅を除く。）	1,000平方メートル以内の部分	延べ面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
		1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	延べ面積に1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額
		2,000平方メートルを超える部分	延べ面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額（その額が100万円を超えるときは、100万円）
耐震補強計画の作成	特定建築物	1,000平方メートル未満	240万円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	420万円
		2,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	540万円

富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱

〔平成14年6月5日〕
告示第103号

改正 平成16年4月1日告示第55号
平成17年3月28日告示第37号
平成18年9月4日告示第134号
平成19年3月28日告示第26号
平成20年3月27日告示第34号
(題名改称)
平成22年3月30日告示第55号
平成23年1月28日告示第14号
平成23年8月25日告示第167号
平成28年12月15日告示第211号
平成31年3月29日告示第44号
令和2年10月30日告示第174号
令和3年9月10日告示第153号
令和4年3月30日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅又は建築物（以下「木造住宅等」という。）の倒壊による災害を防止するため、木造住宅等耐震補強事業を実施する当該木造住宅等の所有者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年告示34号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等耐震補強事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅等及び同日において工事中であった木造住宅等の耐震補強工事を実施する事業をいう。
- (2) 木造住宅 木造軸組工法で居住のために継続して利用する建築物をいう。
- (3) 建築物 木造住宅以外の建物で、次のアからカまでのいずれにも適合するものをいう。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、給食提供施設等をいう。）

(イ) 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル、マンション等をいう。）

イ 敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500平方メートル以上であること。

ウ 延べ床面積が1,000平方メートル（幼稚園及び保育所にあつては、500平方メートル）以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であつて倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

エ 地震に対して安全な構造とする旨の市長による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導を受けたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

オ 耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断されたものであること。

カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律又は建築基準法の規定による計画の認定を受けて耐震化を行うものであること。

- (4) 耐震補強工事 地震に対する安全性の向上を目的とした補強（増築及び模様替えを伴う補強を含む。）を行う工事をいう。

(一部改正〔平成20年告示34号・22年55号〕)

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるところとする。

2 前項の場合において、1棟当たりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てるものとする。

(一部改正〔平成16年告示55号〕)

(計画の提出等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震補強計画の作成までに木造住宅等耐震補強事業費補助金事業計画書(第1号様式。(以下この条において「計画書」という。))に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となるものであると認めたときは、当該計画書を承認し、木造住宅等耐震補強事業費補助金計画承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(追加〔令和3年告示45号〕)

(交付の申請)

第5条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受け、耐震補強計画の作成が完了したときは、工事の着工前までに木造住宅等耐震補強事業費補助金交付申請書(第3号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、木造住宅等耐震補強事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 総事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(一部改正〔令和3年告示45号〕)

(変更承認の申請)

第8条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、木造住宅等耐震補強事業計画変更承認申請書(第5号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(一部改正〔令和3年告示45号〕)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により完了の報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅等耐震補強事業費補助金確定通知書(第7号様式)により決定通知を受けた者に通知するものとする。

(一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和3年告示45号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
(一部改正〔平成19年告示26号・23年14号・令和2年174号〕)

(経過措置)

- 2 平成23年2月1日以後に補助金の交付を申請し、同年3月31日までに交付の決定を受けた補助事業に係るこの要綱の適用については、第8条第2項中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日」とあるのは「平成24年3月31日」と、別表中「50万円」とあるのは「80万円」と、「70万円」とあるのは「100万円」とする。
(追加〔平成23年告示14号〕、一部改正〔令和2年告示174号〕)
- 3 平成29年1月4日以後に補助金の交付を申請し、同年3月31日までに交付の決定を受けた補助事業に係る第8条の規定の適用については、同条第2項中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日」とあるのは、「平成30年3月31日」とする。
(追加〔平成28年告示211号〕)

(補助額の特例等)

- 4 木造住宅であって次に掲げる要件の全てに該当するものに係る補助額は、別表の規定により算出した額に、1棟ごとに、当該事業に要する経費から別表の規定により算出した額を減じたものと15万円とを比較していずれか少ない額を加えて得た額とする。
 - (1) 耐震診断の結果、倒壊の可能性の高い住宅であること。
 - (2) 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。
 - (3) 家具の固定を行う住宅であること。
 - (4) 耐震補強の宣伝等を行う住宅であること。
 (追加〔令和2年告示174号〕、一部改正〔令和3年告示45号〕)
- 5 前項の規定は、令和2年11月1日以後に補助金の交付を申請し、市長が別に定める日までに交付の決定を受けた補助事業について適用する。
(追加〔令和2年告示174号〕、一部改正〔令和3年告示153号〕)

附 則 (平成16年4月1日告示第55号)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月4日告示第134号)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月28日告示第26号)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱別表の規定は、平成19年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月27日告示第34号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日告示第55号)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年1月28日告示第14号)

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月25日告示第167号)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年6月30日以後に工事請負契約を締結する耐震補強工事に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年12月15日告示第211号）

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第44号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年10月30日告示第174号）

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第45号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日告示第153号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日告示第59号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（全部改正〔平成20年告示34号〕、一部改正〔平成22年告示55号・23年167号・28年211号・31年44号・令和3年45号・4年59号〕）

区分	補助の対象	補助額
木造住宅	一の年度において、対象木造住宅の所有者が行う設計及び耐震補強計画の作成に係る経費（当該対象木造住宅が富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成9年富士市告示第31号）に係る補助を既にかけている場合を除く。）並びに木造住宅等耐震補強事業に要する工事費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に10分の8を乗じて得た額と100万円（別に定める高齢者等が居住する住宅にあつては、120万円）（当該対象木造住宅が富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に係る補助を既にかけている場合は、100万円又は120万円からその補助額を控除して得た額）とを比較して、いずれか少ない額とする。
建築物	対象建築物の所有者が行う木造住宅等耐震補強事業に要する工事費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と対象建築物の延べ面積に4万7,300円（免震工法その他特殊な工法によるものにあつては、8万円）を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額に、100分の23を乗じて得た額とする。

第1号様式（第4条関係）

（追加〔令和3年告示45号〕）

第2号様式（第4条関係）

（追加〔令和3年告示45号〕）

第3号様式（第5条関係）

（追加〔令和3年告示45号〕）

第4号様式（第6条関係）

（一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕）

第5号様式（第8条関係）

（一部改正〔平成17年告示37号・20年34号・令和3年45号〕）

第6号様式（第9条関係）

（一部改正〔平成17年告示37号・20年34号・令和3年45号〕）

第7号様式（第10条関係）

（一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕）

富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等 貸付金利子助成金交付要綱

規定 平成15年3月26日告示第38号
改正 平成17年2月28日告示第21号
平成17年3月28日告示第37号
平成23年3月24日告示第39号
令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の浸水を防止するための住宅改良並びに地震、暴風雨、洪水、高潮、大雨その他異常な自然現象及び火災等により被害を受けた住宅の建設若しくは修繕又は新たな住宅の購入のため金融機関からの資金の借受けをする者に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付するものとし、その交付に関しては、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する家屋（当該家屋に事務所、店舗、工場その他の人の居住の用に供しない部分を有する場合は、当該部分を除く。）をいう。
- (2) 災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害又は市長が認定した災害をいう。
- (3) 浸水住宅改良 住宅が土地の低地化等により浸水することを防止するため、同一敷地内での住宅の除却新築、改築、移転又は修繕を伴って住宅の存する土地の地盤の改良、盛土等（以下「地盤改良等」という。）を行うことをいう。
- (4) 金融機関 富士市の指定金融機関等（平成9年富士市告示第5号）に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに市長が認めた金融機関をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による利子助成金の交付の対象者は、市内に住宅を有する者で、次に掲げる事業を行うため、金融機関から融資を受けようとするものとする。

- (1) 浸水住宅改良を行うとき。
 - (2) 災害により住宅が滅失し、又は住宅に半壊、半焼その他これらに相当する程度以上の被害があると市長が認めた損害を受けたため、新たに住宅（マンションを除く。）の建設又は購入をするとき。
 - (3) 災害により住宅が損害を受けたため、当該住宅（マンションを除く。）の修繕をするとき。
ただし、当該修繕費が10万円未満のときを除く。
- 2 前項に規定する事業のうち、前項第2号の事業にあつては被災した日から2年以内、同項第3号の事業にあつては被災した日から1年以内のものに限るものとする。
(一部改正〔平成23年告示39号〕)

(対象経費等)

第4条 この要綱による利子助成金の交付の対象経費、利子助成率及び交付期間は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	利子助成率	交付期間
前条第1号の事業	浸水住宅改良のうち地盤改良等に要した経費（当該経費が300万円を超えるときは、300万円）に係る金融機関からの融資額の利子（金融機関への償還を怠ったために生じた利子を除く。以下同じ。）相当額	金融機関が定める利率	5年以内
前条第2号の事業	住宅の建設又は購入に要した経費（当該経費が1,400万円を超えるときは、1,400万円）に係る金融機関からの融資額の利子相当額	融資実行日から5年間は独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の基本融資利率以内、6年目以降はその2分の1以内	10年以内
前条第3号の事業	住宅の修繕に要した経費（当該経費が590万円を超えるときは、590万円）に係る金融機関からの融資額の利子相当額	融資実行日から5年間は独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の基本融資利率以内、6年目以降はその2分の1以内	10年以内

（一部改正〔平成23年告示39号〕）

（交付の申請）

第5条 この要綱による利子助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年度市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 家屋に係る登記事項証明書
- (2) 金融機関が発行する融資予約通知書の写し
- (3) 実施計画書（第3条第1項第1号の事業に係る利子助成金にあつては第2号様式（その1）、同項第2号の事業に係る利子助成金にあつては同様式（その2）、同項第3号の事業に係る利子助成金にあつては同様式（その3））
- (4) 第3条第1項第2号又は第3号の事業に係る利子助成金にあつては、り災証明書の写し
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

（一部改正〔平成17年告示21号・23年39号〕）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により利子助成金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（完了届）

第7条 申請者は、利子助成金の交付の対象となった住宅の浸水住宅改良等の工事が完了したときは、完了届（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 建築基準法第7条に規定する検査済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利子助成金の交付)

第8条 市長は、利子助成金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、第4条の規定により算出された利子助成金を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年の3月31日まで）の2期に区分し、それぞれ10月及び4月に交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の期別ごとに金融機関への返済額を証する書類を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日告示第21号）

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第39号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

富士市地域支障樹木除去事業補助金交付要綱

平成22年 3 月30日 告示第49号

改正 平成24年 3 月30日 告示第37号

令和 3 年 3 月31日 告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における緑豊かで安全な生活環境を保全するため、市民生活の安全上支障となる樹木の除去を行うものに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成24年告示37号〕)

(交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次項に規定する樹木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する町内会（住民により自主的に組織された自治会をいう。以下同じ。）とする。

2 補助金の交付の対象となる樹木（以下「補助対象樹木」という。）は、市民生活の安全上支障となる状態であり、かつ、高さが15メートル以上である樹木とする。ただし、市長が必要と認める樹木については、この限りでない。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 樹木の除去に要する経費のうち、町内会が事業者に対して支払う次の費用

ア 建設機械の借上料

イ 作業員等の労務費

ウ 運搬費及び処分費

(2) その他市長が必要と認める費用

(一部改正〔平成24年告示37号〕)

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象樹木の存する土地1か所につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、前項の土地1か所につき1回限りとする。

(一部改正〔平成24年告示37号〕)

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする町内会（以下「申請者」という。）は、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 位置図

(3) 樹木の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成24年告示37号〕)

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要な条件を付することができる。

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた町内会（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費に係る領収書の写し

（2） 事業完了後の写真

（3） その他市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（交付の決定の取消し等）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） この要綱に違反したとき。

（2） 補助金の運用が不適当と認められたとき。

（3） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（4） 事業を中止し、又は廃止したとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付要綱

平成29年 3月31日
告示第48号

改正 令和 3年 3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊から市民の生命を守るため、住宅内に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、地震発生時に当該住宅に居住する者の命を守る安全な空間を確保することを目的とした箱状の設備として市長が認めるものをいう。
- (2) 防災ベッド 住宅内に設置することにより、地震発生時に当該住宅に居住する者の命を守る安全な空間を確保することを目的としたベッドとして市長が認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、耐震シェルター又は防災ベッドを次のいずれにも該当する住宅の1階部分に設置する事業とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅で現に居住の用に供するものであること。
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断されたものであること。
- (3) 申請に係る住宅が富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年富士市告示第103号）による補助を受けていないものであること。

(補助の対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象経費及び補助額は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第8条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、耐震シェルター及び防災ベッド設置事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金確定通知書（第5号様式）により決定通知を受けた者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	補助の対象経費	補助額
耐震シェルター	耐震シェルターの設置に要する費用（附帯工事費及び附属品に係る費用を除く。）	補助の対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、12万5,000円を限度とする。
防災ベッド	防災ベッドの設置に要する費用（附帯工事費及び附属品に係る費用を除く。）	補助の対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

市域内の高校

学 校 名	所 在 地	電 話	F A X	生徒数	
富士市立高等学校	比奈 1 6 5 4	3 4 - 1 0 2 4	3 8 - 3 2 2 3	全日制	7 0 6
静岡県立吉原工業高等学校	比奈 2 3 0 0	3 4 - 1 0 4 5	3 8 - 3 0 1 8	全日制	3 9 2
静岡県立吉原高等学校	今泉 2 1 6 0	5 2 - 1 4 4 0	5 2 - 8 0 8 2	全日制	4 9 4
静岡県立富士東高等学校	今泉 2 9 2 1	2 1 - 4 3 7 1	2 1 - 1 4 9 3	全日制	5 2 3
静岡県立富士高等学校	松本 1 7	6 1 - 0 1 0 0	6 4 - 7 3 4 9	全日制	7 9 6
				定時制	7 9
富士見高等学校（私立）	平垣町 1 - 1	6 1 - 0 2 5 0	6 3 - 5 0 4 0	全日制	1, 0 5 7

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

児童生徒数一覽表

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	所 在 地	電 話	児童数	学級数
吉 原小学校	高嶺町6-1	52-4190	468	18
今 泉 〃	今泉3-17-1	52-2011	531	22
伝 法 〃	伝法2743	52-0027	590	24
神 戸 〃	神戸633	21-2192	185	8
元 吉 原 〃	今井3-4-2	33-0004	244	12
東 〃	西船津220	34-0274	50	6
須 津 〃	中里1019	34-0049	522	21
吉永第一 〃	比奈1431	34-0228	299	15
吉永第二 〃	鵜無ヶ淵149-1	21-2190	67	6
原 田 〃	原田480	52-0897	345	14
大淵第一 〃	大淵3012	35-0009	500	23
富士第一 〃	本市場280-2	61-0042	631	23
富士第二 〃	横割1-8-1	61-0414	506	20
田 子 浦 〃	中丸98	61-0327	635	24
岩 松 〃	松岡850	61-0917	442	19
鷹 岡 〃	久沢2-3-1	71-3855	553	21
広 見 〃	広見本町1-1	21-2191	544	21
丘 〃	厚原2075	71-6050	823	29
富士見台 〃	富士見台1-12	21-4518	247	13
富 士 南 〃	宮下551	63-7025	935	33
天 間 〃	天間50	71-0333	291	14
岩 松 北 〃	岩本123-1	64-8890	586	22
富士中央 〃	米之宮町295	60-1211	547	20
青 葉 台 〃	一色295	21-6310	532	21
富士川第一 〃	岩淵107	81-0481	312	14
富士川第二小中一貫校 松野学園 (富士川第二小学校)	北松野1963-6	85-2005	270	13
小学校合計	26校	—	11. 655	476

学 校 名	所 在 地	電 話	生徒数	学級数
吉原第一中学校	永田北町7-1	52-0160	570	22
吉原第二 〃	今泉1955	51-1115	497	18
吉原第三 〃	比奈2126	34-0868	333	14
元 吉 原 〃	鈴川中町28-1	33-0065	151	8
須 津 〃	中里1156	34-0144	314	12
大 淵 〃	大淵2920	35-0021	310	14
富 士 〃	中島320	61-1390	613	24
田 子 浦 〃	中丸411	61-0534	303	12
岩 松 〃	松岡2353-1	61-0931	549	19
富 士 南 〃	森島550	61-2084	739	26
鷹 岡 〃	久沢713	71-3354	435	15
岳 陽 〃	伝法630	71-7955	700	25
吉 原 北 〃	原田2259	21-0280	331	13
富士川第一 〃	岩淵855-3	81-0482	159	8
富士川第二小中一貫校 松野学園 (富士川第二中学校)	北松野1963-6	85-3333	154	8
(私立)富士見中学校	平垣町1-1	61-0250	16	1
中学校合計	16校	—	6,174	239

静岡県LPガス協会東部支部富士地区会会員名簿

販売所名	販売所所在地	電話番号	FAX 番号
エネジン(株) 富士営業所	富士市八代町 9-8	0545-53-2544	0545-53-2502
(株)一商会	富士市今泉 2568-1	0545-21-1319	0545-21-6965
フジ・エルピージー協同組合	富士市津田 221-1	0545-52-5060	0545-53-3235
協和プロパン	富士市浅間上町 21-26	0545-51-2582	0545-51-2611
(有)小谷商店	富士市宇東川西町 3-6	0545-52-0528	0545-52-0528
(株)サイサン富士営業所	富士市水戸島元町 1-9	0545-62-7662	0545-62-7682
(株)トーシンホームガス	富士市青島 195	0545-52-3243	0545-52-3543
(株)佐野プロパン	富士市御幸町 11-11	0545-52-3525	0545-52-3542
静岡資材(株) 富士販売支店	富士市中里 2561-147	0545-32-0321	0545-32-0531
積栄ライフサービス(株) 東部営業所	富士市五貫島 704-102	0545-65-5321	0545-60-7321
(有)スギヤマ	富士市宮下 98-8	0545-62-1924	0545-62-1684
杉山プロパン(株)	富士市今泉 3-13-2	0545-52-1863	0545-52-1626
丸善商店	富士市中里 1285	0545-34-0164	0545-34-0164
(有)鈴吉商店	富士市今井 1-1-14	0545-33-0010	0545-33-2543
l i f e s h o p S E I	富士市今泉 2551-4	0545-52-2444	0545-52-1381
中央ガス(株)	富士市富士町 14-8	0545-63-2600	0545-63-2601
(株)ザ・トーカイ富士支店	富士市中島 74-1	0545-61-4025	0545-63-2794
鈴与商事 (株)	富士市末広 4-8	0545-77-9600	0545-77-9603
(株)中川	富士市中里 172-18	0545-34-0042	0545-34-0549
中島酒店プロパン部	富士市岩本 2137	0545-61-0908	0545-63-5305
西村プロパン	富士市入山瀬 372-1	0545-71-1076	0545-71-1076
富士アセチレン工業(株)	富士市蓼原 44-1	0545-61-3195	0545-61-6990
富士酸素工業(株)	富士市津田 221-1	0545-52-5060	0545-53-3235
(株)富士商事	富士市伝法 3153	0545-52-4748	0545-52-3050
(株)富士電極工業所	富士市依田原町 5-8	0545-52-3281	0545-52-3226
(株)富士熔材	富士市中央町 2-9-7	0545-52-3412	0545-52-3539
ミシク商店	富士市鷹岡本町 8-17	0545-71-3976	0545-71-3976
横瀬産業(株)	富士市吉原 1-15-6	0545-52-1333	0545-52-7989
渡辺商店	富士市久沢 889-17	0545-71-2179	0545-71-2179
マルチ住設(株)	富士市石坂 424-5	0545-21-5504	0545-21-6609
(株)岳南溶材	富士市中島 191-1	0545-61-1654	0545-61-9644
(有)ヒカリガス工業	富士市天間 1548-11	0545-71-6217	0545-71-0448
草ヶ谷燃料(株)	富士市中之郷 330-1	0545-81-1230	0545-81-1231
渡辺商店	富士市岩渕 855-48	0545-81-0333	0545-81-0333
ガステックサービス(株) 富士北営業所	富士市厚原 108-4	0545-71-0003	0545-71-0884
富士伊豆農業協同組合	富士市松本 12-1	0545-61-3085	0545-64-7909
(有)共政	富士市大渕 3492	0545-35-2247	0545-35-2915
日本ガス興業(株) 富士営業所	富士市依田橋字田中 136-2	0545-53-8736	0545-53-8302
パーパス(株) 静岡支店 富士営業所	富士市田中新田字宮下 16-3	0545-32-0545	0545-32-1675
静岡ガスエネルギー(株) 東部支店 富士・富士宮営業所	富士市津田 260-12	0545-52-4902	0545-52-4938

一般社団法人 静岡県LPガス協会
〒420-0064 静岡市本通6丁目1番10号
静岡県プロパン会館3階
電話 (代)054-255-2451
FAX 054-255-2474

一般社団法人 静岡県LPガス協会
東部支部
〒410-0055 沼津市高島本町4番1号
電話 (代)055-923-1070
FAX 055-923-1069

一般社団法人 静岡県LPガス協会
東部支部 富士地区会
〒417-0034 富士市富士市中島74-1
(株)ザ・トーカイ富士支店 内
電話 0545-61-4025
FAX 0545-63-2794

地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	富士駅南地区	富士駅南地区防災計画	➤ 地区の特徴、被害想定 ➤ 活動の流れ ➤ 地区を支える団体の活動 ➤ 防災まちづくりの構成 ➤ 避難所運営 ➤ 自主防災会 ➤ 地区として行う防災活動 ➤ 企業・団体との連携推進	平成27年度